

下水道法施行規則第15条第2号ただし書きに規定する公共下水道管理者が定める水質の測定回数

平成 6年9月1日 日立市企業局告示第 2号  
 改正 平成14年7月1日 日立市企業局告示第12号

下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の12及び同法施行規則（昭和42年建設省令第37号）第15条の規定に基づき、公共下水道を使用する特定施設の設置者が行わなければならない汚水の水質の測定回数について次のとおり定める。

汚水の水質を測定する回数は、次の表の左欄に掲げる水質の項目に応じ、同表右欄に掲げる事業場について、同表中欄に掲げる回数とする。

項 目	回 数	事 業 場
温 度 水 素 イ オ ン 濃 度	排水の期間中に一日につき1回以上	一日当たりの平均的な排出水の量が30立方メートル以上又は人の健康に係る被害を生じるおそれがある物質を使用する事業場
生物化学的酸素要求量 浮遊物質 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量・鉱油類含有量)	3箇月を超えない排水の期間中に1回以上	一日当たりの平均的な排出水の量が30立方メートル以上の事業場
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	2箇月を超えない排水の期間中に1回以上	使用事業場及び排出事業場で一日当たりの平均的な排出水の量が30立方メートル以上の事業場
よう素消費量	2箇月を超えない排水の期間中に1回以上	写真現像業、印刷業、化学工業、繊維工業、皮なめし工業、油脂加工業、食料品製造業等

項 目	回 数	事 業 場
別表の第1号から第26号に掲げる物質	1箇月を超えない排水の期間中に1回以上	使用事業場及び排出事業場
別表の第27号から第32号までに掲げる物質	2箇月を超えない排水の期間中に1回以上	使用事業場及び排出事業場

附 則

この告示は、平成6年9月1日から適用する。

附 則（平成14年日立市企業局告示第12号）

改正後の下水道法施行規則第15条第2号ただし書きに規定する公共下水道管理者が定める水質の測定回数は、平成14年7月1日から適用する。

別 表

1	カドミウム及びその化合物
2	シアン化合物
3	有機りん化合物
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8	アルキル水銀化合物
9	ポリ塩化ビフェニル
10	トリクロロエチレン
11	テトラクロロエチレン
12	ジクロロメタン
13	四塩化炭素
14	1・2-ジクロロエタン
15	1・1-ジクロロエチレン
16	シス-1・2-ジクロロエチレン
17	1・1・1-トリクロロエタン
18	1・1・2-トリクロロエタン
19	1・3-ジクロロプロペン
20	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
21	2-クロロ-4・6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（別名シマジン）
22	s-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
23	ベンゼン
24	セレン及びその化合物
25	ほう素及びその化合物
26	ふっ素及びその化合物
27	フェノール類
28	銅及びその化合物
29	亜鉛及びその化合物
30	鉄及びその化合物（溶解性）
31	マンガン及びその化合物（溶解性）
32	クロム及びその化合物